

長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定要領 新旧対照表

新	旧
<p>長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定要領</p> <p>第1～第23 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>この要領は、平成16年4月15日から施行する。 この要領は、平成17年2月18日から施行する。 この要領は、平成18年2月17日から施行する。 この要領は、平成19年3月12日から施行する。 この要領は、平成20年4月1日から施行する。 この要領は、平成22年3月16日から施行する。 この要領は、平成28年2月29日から施行する。 この要領は、平成29年4月1日から施行する。 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 この要領は、平成30年5月18日から施行する。 この要領は、令和2年6月1日から施行する。 <u>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定要領規程</p> <p>第1～第23 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>この要領は、平成16年4月15日から施行する。 この要領は、平成17年2月18日から施行する。 この要領は、平成18年2月17日から施行する。 この要領は、平成19年3月12日から施行する。 この要領は、平成20年4月1日から施行する。 この要領は、平成22年3月16日から施行する。 この要領は、平成28年2月29日から施行する。 この要領は、平成29年4月1日から施行する。 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 この要領は、平成30年5月18日から施行する。 この要領は、令和2年6月1日から施行する。</p> <p>※ただし、令和2年4月6日より募集を開始している認定申請についても、本要領を適用することとする。</p>

新

(別表) 認定米基準

区分	基準項目	基準
(略)	(略)	(略)
保管・精米	(略)	(略)
	(略)	(略)
	精米	<p>○精米検査において、以下の条件を全て満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水分 14%以上 16%未満 ・粉状質粒及び被害粒の比率 10%未満 ・着色粒の比率 0.1%未満 ・砕粒の混入率 2%未満 <p>○米委員会による外観等の総合的品位の審査に合格すること</p> <p>○玄米調質装置の使用は認めない</p> <p><u>○不特定多数の人が利用し、他者の米が混入する恐れがある精米方法（例えばコイン精米機等）は認めない</u></p>
(略)	(略)	(略)

旧

(別表) 認定米基準

区分	基準項目	基準
(略)	(略)	(略)
保管・精米	(略)	(略)
	(略)	(略)
	精米	<p>○精米検査において、以下の条件を全て満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水分 14%以上 16%未満 ・粉状質粒及び被害粒の比率 10%未満 ・着色粒の比率 0.1%未満 ・砕粒の混入率 2%未満 <p>○米委員会による外観等の総合的品位の審査に合格すること</p> <p>○なお、玄米調質装置の使用は認めない</p>
(略)	(略)	(略)